

畜産生産力・生産体制強化対策事業

家畜能力等向上強化推進のうち乳用牛：多様な育種素材の評価活用対策に係る追加公募について

乳用牛群検定全国協議会

#### 1 公募期間

令和3年9月8日（水）～令和3年9月28日（火）午後5時まで

#### 2 事業内容

別表のとおり

#### 3 手続き

公募期間内に乳用牛群検定全国協議会に応募書類を提出し、審査を受けていただきます。

審査の結果、取組主体候補者に選ばれた団体等は、改めて補助金交付申請書などを作成していただきますが、それについては別途お知らせします。

審査までの応募手続きは以下のとおりです。

##### （1）公募資料の申請

以下の申請先に団体名・担当者氏名・電話番号・e-mail アドレスを明記のうえ、e-mail 又は FAX にて申請を行ってください。

なお、公募資料は基本的に e-mail にて送付させていただきます。

<申請先・問合せ先>

乳用牛群検定全国協議会 原田・橋口あて

[事務局（一社）家畜改良事業団情報分析センター]

E-mail : toiwase (アットマーク) liaj.or.jp

※スパムメール対策のため ( ) の@は省略しています。

TEL : 03-5621-8921

FAX : 03-5621-8922

##### （2）応募書類の提出

公募要領に定められた方法・様式等により、以下の提出期間中に応募書類を郵送等で提出して下さい。

令和3年9月8日（水）～令和3年9月28日（火）（最終日は午後5時に必着）

受付確認通知は、原則として、公募書類を送付した e-mail アドレスにお送りします。

##### （3）審査

書類により審査を行ない、取組主体候補者を選定します。

必要があれば、提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途通知します。

#### 4 その他

公募開始後に事情により、事業の中止や変更がある場合がありますのでご了承ください。

別表 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち乳用牛：多様な育種素材の評価活用対策）

事業の内容	事業の要件	事業実施期間	補助率
<p>1 家畜能力等向上強化推進</p> <p>(1) 乳用牛</p> <p>②多様な育種素材の評価活用対策</p> <p>特色ある優良遺伝資源の活用のため、ジャージー種等(ホルスタイン種以外)の乳用牛の多様な品種の受精卵を導入する。</p>	<p>ア 地域における特色ある優良遺伝資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議を開催する。</p> <p>イ アの計画に基づき導入する受精卵及び性判別受精卵の導入を行う。</p> <p>ウ その他</p> <p>(1) 本事業の取組主体は、農林水産省実施要領別紙1-1第2の2の(1)に定める生産者集団等とする。</p> <p>(2) 対象となる受精卵及び性判別受精卵は、ホルスタイン種以外(ジャージー種等)の乳用種であって、次に掲げる①から③を全て満たすものとする。</p> <p>① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。</p> <p>② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。</p> <p>③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。</p>	<p>令和3年度</p> <p>※卵の購入・移植の事業実施は2月末まで</p> <p>(3月10日に実績報告書提出、3月末までに補助金支払い終了)</p>	<p>当該事業に要する経費は1/2以内とする。</p> <p>ただし、受精卵について1個当たり50,000円性判別受精卵については1個当たり65,000円を上限とする。</p>

	<p>(3) 対象となる受精卵及び性判別受精卵は、取組主体候補に選定された日以降に導入されたものとする。</p> <p>(4) 対象となる受精卵及び性判別受精卵は、事業実施期間に移植するものとする。</p> <p>(5) 実績報告には、移植証明及び受精卵の単価が分かる書類等(領収書、請求書)を添付するものとする。</p> <p>(6) 事業推進に当たっては、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生畜第1582号農林水産事務次官依命通知)、畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知)及び畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付要綱(平成31年4月1日付け30生畜第1625号農林水産事務次官依命通知)に定める事項に留意するものとする。</p>		
--	---	--	--